

令和 7 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づき講じられた措置について、次のとおり通知がありました。

磐田市監査委員

< 定期監査 >

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
(令和 7 年度第 1 回報告分) 令和 7 年 3 月 ○経済産業部 経済観光課 磐田駅北口多目的広場の行政財産目的外使用について、使用取消しがあったものを、取消し決定等の手続きを経ることなく、使用許可に係る決裁及び収入調定を削除し、許可決定及び使用賦課決定がなかったことにしている。許可の取り消し手続きについて規定に則り適正に行うよう、徹底されたい。	【令和 7 年 4 月 2 日通知受領】 今回の指摘事項については、事務手続きの規程に対する意識欠如が原因と考えます。 指摘後は速やかに事務手続きの規程を遵守した手続きに改めるとともに、課内で基本事項を確認しました。今後は、適正な事務処理を徹底していきます。